

第 2 章 生物兵器禁止条約 (BWC:Biological Weapons Convention)

第 1 節 総論

生物兵器とは、天然痘ウィルス、コレラ菌、炭疽菌等の生物剤や、これらを保有・媒介する生物を使用して人、動物、又は植物に害を加える兵器をいう。生物兵器は、使用された場合自然発生の疾病との区別が困難であり、また一旦使用されるとその効果が広範かつ長期的に持続するという特性を有する。

このような生物兵器を規制する国際的法的枠組として初めて策定されたのが、1925年のジュネーブ議定書（正式には「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」）である。この議定書では、化学兵器と並んで、戦時における生物兵器の使用が禁止された。その後、1966年の第21回国連総会において化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択され、さらに、1969年、当時のウ・タント国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出すると、これら兵器の規制の問題が、軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになった。当初は、化学・生物兵器を一括して禁止する条約の策定が目指されたが、最終的には、化学兵器を切り離し、まず生物兵器を禁止する条約を作成することで各国の意見が一致した。こうして、1971年の第26回国連総会において、生物兵器禁止条約（正式名称は、「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」（BWC:Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on Their Destruction）が採択された。この条約は1975年に発効し、2002年3月現在の締約国は145か国である。（わが国は1982年に締結）。

第 2 節 生物兵器禁止条約 (BWC) 強化に向けた取り組み

この条約は生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有について包括的に禁止しているが、その一方で、化学兵器禁止条約と異なり、締約国が条約を

遵守しているかどうかを検証するための手段を欠いている。この問題を解決するため、1991年より検討が開始され、1995年、検証措置を含む条約強化のための「新たな法的枠組」(議定書)を作成するための交渉(検証議定書交渉)が開始された。交渉は、2001年11月の第5回運用検討会議を妥結の目標期日として6年以上にわたって続けられた。2001年3月には、それまでの交渉の成果をまとめた「統合テキスト」が議長によって提示された。

議定書の想定する検証体制は、BWCの議定書を実施するために設立される国際機関に対して情報を提供する申告及び国際機関職員が現地へ赴いて行う「訪問」を柱としている。しかし、生物兵器の場合、使用される生物剤は容易に増殖でき、また殺菌による証拠隠滅も容易であるという特性があるため、化学兵器に比べると、そもそも検証そのものが極めて難しい。また、受け入れ国側にとっては、査察チームが現地に入ること、特にバイオテクノロジー分野での企業秘密や国家の国防上の秘密が十分保護されないとの問題もある。

こうした見地から、米国は2001年8月、上記「統合テキスト」に反対する姿勢を明らかにし、これにより検証議定書交渉は暗礁に乗り上げた。米国は、BWCの強化は重要であるが、むしろ検証議定書によらない形でそれを実現すべきであるとして、その他の強化措置を提案した。具体的には、各国においてBWC違反への罰則や病原性微生物の安全基準などを強化すること、国際協力を推進すること、といった措置である。

このような状況の中で開催された2001年11月の第5回運用検討会議では、議定書によらないBWC強化のための諸措置について、米国をはじめとする各国の提案が真剣に検討された。しかしながら、検証議定書交渉の今後の位置づけについて締約国間で意見が割れたため、会議は期間内にまとまらず、結局、同会議は1年間中断され、2002年11月に再開されることとなっている。